

第 5 号

平成24年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成24年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ220,277千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成24年2月23日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金収入		千円 220,277
	1 繰入金	1,000
	2 繰越金	114,267
	3 諸収入	103,010
	4 県債	2,000

歳入合計	220,277
------	---------

歳出

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金貸付金		千円 220,277
	1 母子寡婦福祉資金貸付金	220,277
歳出合計		220,277

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 2,000	政府の定めるところによる。	無利子	政府の定めるところによる。